

柔道整復師(接骨院・整骨院) の正しいかかり方

柔道整復師は、打撲・ねんざ・肉ばなれ・脱臼・骨折などの損傷に対し、施術を行う専門家です。医師と異なり、レントゲン検査・手術・投薬などはできません。

保険証が 使える

接骨院・整骨院で国民健康保険が使えるのは、
打撲やねんざなど外傷性のケガに限られています

- 打撲
- 挫傷(肉ばなれ等)
- ねんざ
- 脱臼・骨折*

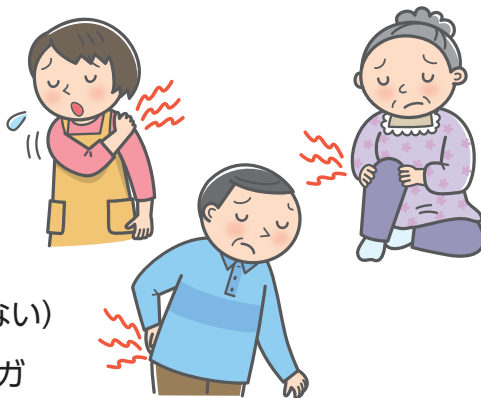
*緊急時以外は医師の同意が必要です。

保険証が 使えない

マッサージ代替りの利用や病気による症状などの場合、
国民健康保険は使えません

施術を受けた場合の料金は全額自己負担となります

- ✕ 日常生活による単純な疲労や肩こり・腰痛
- ✕ 病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)による痛みやしびれ
- ✕ スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ✕ 症状の改善が見られない長期の施術
- ✕ 加齢による体の不具合(ケガによるものではない)
- ✕ 労災保険の対象となる工作中・通勤途中のケガ



*保険給付した額をご本人に請求させていただく場合もありますのでご注意ください。



接骨院・整骨院にかかるときの注意点

ケガの原因を正しく伝える

工作中的のケガなどの場合は労働災害に該当し、国民健康保険は使えません。交通事故など第三者の行為によるケガの場合は、必ず国保組合へ届け出てください。

医療機関(病院・診療所等)との重複受診について

同じケガで同時期に接骨院・整骨院と医療機関の両方で国民健康保険を使った治療を受けることはできません。

領収書は必ず受け取る

領収書・明細書は必ず受け取って金額や内容に間違いがないか確認してください。

書類の内容を 確認してから署名

「療養費支給申請書」にサインするときは施術内容や金額などを必ず確認し、白紙の申請書にサインするなどしないでください。



施術が長引く場合は医師の診察を

内科的な原因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。